

『石綿含有建材調査者テキスト』(第1版)の訂正のお知らせ

掲載頁・行	誤	正
P34 1行目	2005(平成17)年	1995(平成7)年
P35 10行目	～事業者の講ずべき措置等 (第20条)、～	～事業者の講ずべき措置等 (第22条)、～
P96 表2-14	石綿含有シリカ保温材	石綿含有けい酸カルシウム 保温材
P114 表2-19 「No.5」の「含有箇所」	両面紙	裏面紙
P142 表2-23	m	mm
P153	柱 けい酸カルシウム板第2種	柱 けい酸カルシウム板第1種
P229 15行目	折版屋根用断熱材	折板屋根用断熱材
P231 下から2行目 ～P232 3行目	なお、安衛法令では、～(平成30年1月29日基安化発0129第1号)。	削除 (理由:石綿則の改正により、第5条第1号の規定に基づき、仕上塗材は吹付け石綿から除かれたため。令和3年4月1日より仕上塗材の除去等工事においては計画届も作業届も要しない)
P333 8行目	b 竣工年:着工年・改修年などを記入。	b 竣工年:着工年・改修年なども記入。
P347 図4-9	採取物材料名	採取物建材名
P347 図4-9 「試料採取日(採取者)資格」の列	2019/07/08	2019/07/28